

2014年9月7日 2015年7月19日改訂 7月23日三訂 2016年3月31日四訂

20世紀前半における南シナ海への日本人の関与に関するメモ

鳴尾稔（慶應義塾大学言語文化研究所）

20世紀前半のパラセル諸島とスプラトリー諸島に対する経済的関心の焦点は磷酸肥料の原料となる燐鉱の採掘であった。そして、その燐鉱採掘に最も積極的に関わったのは日本人であった。ここでは、当時の日本人の二つの諸島への関与に関する基礎的情報を整理しておきたい。本稿の情報源として、浦野起央氏の大著〔浦野 1997〕によるところが大であるが、浦野氏が挙げていない重要な資料についても指摘している。

1. 領有権の主張

20世紀前半期におけるパラセル諸島とスプラトリー諸島に対する各国の領有権の主張についてまず概観しておく。

パラセル諸島については、1909年3月に清朝末期の兩広総督が西沙群島籌辦處を設置して、同諸島の調査を実施、その過程で主要な島に国旗を掲揚し21発の祝砲を撃って清国政府の名前で占有を確保したが、籌辦處は8月には廃止され、進展のないまま清朝は打倒された〔浦野 1997:158-159〕。なお、20世紀前半の中国の南シナ海関与については別稿（「20世紀前半のスプラトリー諸島に対する中国の関与に関するメモ：海南漁民と『申報』論調」）を参照。中華民国設立後、1921年3月になって広東政府が同諸島を海南島の崖県の管轄下に置くこととした〔呂 1997:12〕。ベトナムを植民地化して阮朝を保護国化したフランスは、当初はこの問題に関心を示さず、1909年の清国の行動に関する在広東フランス領事の連絡にも回答していない。フランスがこの諸島の重要性、とくに軍事的重要性に気づくのは第一次大戦後の1920年代になってからである。そのきっかけとなったのは、同諸島の燐鉱採掘に関心をもった三井物産によるインドシナ海軍長官への領有権の照会（1920年）であった。海軍長官は個人的見解としてフランスに領有権がないとの考えを回答、本国海軍省に教示を請うたが、海軍省は外務省・植民地省には通告しなかった。この事件が、やや間違ったかたちではあるが、フランス紙に報道され、ようやく植民地大臣からの問い合わせでインドシナ総督が調査を開始した。1921年の仏印政府の機密覚書では中国が同諸島を海南島の行政単位に包摂したのは1920年のフランス側の一連の出来事への対応であろうと推測している〔浦野 1997:232-238〕。しかし、この時点では同諸島に対する阮朝の伝統的な関与は記述されておらず、フランスがそれに注目していなかった可能性が高い。インドシナ総督が、阮朝の同諸島に対する関係を明確に認識するのは、1929年にアンナン理事長官にパラセル諸島の情報に関する問い合わせを行いその回答を受け取ってからのことと考えられる（イン

ドシナは、カンボジア、ラオス、トンキン〈ベトナム北部〉、アンナン〈ベトナム中部〉、コチシナ〈ベトナム南部〉で構成されていた。保護国となった阮朝の都フエはアンナンにありアンナン理事長官が阮朝を管理していた。この回答の中で、アンナン理事長官は、阮朝関係の資料を提供するとともに、1925年に阮朝の兵部尚書 *Thân Trọng Huè* がアンナン理事長官に書簡を送り、同諸島が古来より変わらず阮朝の領土であり論争の余地はない伝えていたことを知らせている [Nguyễn 2014: 23-24]。Tønnessonによれば、同 25 年 3 月 23 日にはコチシナ政庁がスプラトリー諸島を Baria 省の統治下におくことを決定しており [Tønnesson 2006: 4]、また、翌 26 年 6 月下旬から 7 月上旬にかけてニヤチャンのインドシナ漁業海洋学研究所がパラセル諸島の調査を行い、海底地形、燐鉱、鳥類などについて報告を作成している [Lapique 1929; Krempf 1930]。このころから、仏領インドシナのフランス人がパラセル諸島、スプラトリー諸島に深い関心を寄せるようになっていたことは間違いない。パラセル諸島に対する阮朝の伝統的権限に関する認識については、20 年代末には仏領インドシナのフランス人の間にかなり広まっていたのではないかと推測される。1929 年にサイゴンで民間の船舶関係者（船主・船長）がパラセル諸島の領有権を主張するために出版した小冊子のなかでも、まず『大南一統志』が引用され阮朝の黄沙渚への関与が確認されている。さらに補遺 2 で問題にした『大南一統全図』が明命 14 年（1813）『皇越地輿志』所載の地図として紹介されている [Lapique 1929: 4]。『皇越地輿志』の版本にはこのような地図は掲載されていないので、『大南一統全図』の出所問題はさらなる検討が必要である。ともあれ仏領インドシナ政府および仏領インドシナ在住のフランス人が、パラセル諸島に対する阮朝の伝統的権限をフランスが保持すべしと考えるようになっていたことは確かであろう。一方、Tønnessonによれば、フランス本国の外務省は、パラセル諸島に対する阮朝の伝統的権限の継承と言う主張に懐疑的であったが、とりあえずその線でことを進めてみることに意味はあると判断していた [Tønnesson 2006: 4]。なお、20 年代のフランスは分裂している中華民国政府への不信感もあり中国の動きに対しては基本的に様子見の姿勢であったが、1927 年の在ハノイ日本国総領事の問い合わせに対しては、インドシナ総督府は中国の領有権を認めず適宜巡視船を派遣して占有権を確保していると答えている [浦野 1997: 244, 259]。フランスは満州事変による日本の軍事的拡大をきっかけに同諸島の確保を目指し、1931 年に中国に対して阮朝の同諸島に対する既得権を理由に中国の領有宣言を無効とし、フランスの領有権を主張、1932 年には同諸島を管轄するホアンサ郡（ナムギア省）を設置した [浦野 1997: 260-261；Nguyễn 2013: 46]。日中戦争勃発後の 1937 年 2 月にはフランスはパラセル諸島に軍艦を派遣 [Tønnesson 2006: 9]、1938 年 6 月には、フランスは同諸島に灯台・気象観測所を建設、ベトナム人警官を派遣し、ナムギア省からトゥアティエン省に移管した [浦野 1997: 286；Nguyễn 2014: 24]。従来、日本は同諸島に対する中国の領有権を承認していたが、このフランスの動きに対抗して、1938 年 12 月には同諸島の日本への編入が閣議決定された。しかし、次に述べるスプラトリー諸島とは異なり、日本の行政単位への包摂は行われなかった。1939 年の海南島占領後、日本軍は同諸島も占領した [浦

野 1997: 323, 330]。Tønnessonによれば、日本軍は1938年初めにはパラセル諸島に上陸している[Tønnesson 2006: 11]。

スプラトリー諸島については、上述のとおり、1925年にコーチシナ政府がBaria省の統治下に置く決定をしている。1930年4月には軍艦 *Malicieuse* を同諸島に派遣している。この派遣は1929年の仏領インドシナ総督の指示に基づくものであったが、フランス外務省は関知しておらず事後承諾となった[Tønnesson 2006: 4-5]。その後、1933年7月になってようやくフランスはスプラトリー諸島中の7島 (Spratly Island, Itu Aba Island, North danger north-east cay, North danger South-west cay, Loaite Island, Thi-tu Island) の占領を告示し、その主権がフランスに属することを各国に通告した [浦野 1997: 261-262, 271]。フランス側は無主地の先占*を主張したが、日本はこれらの島々 (新南群島) で1918年に日本人が燐鉱を発見し、1921年以降その燐鉱を採掘してきたことを根拠にこの宣言に抗議した [浦野 1997: 266-270]。これに対してフランスは民間企業の私的経営をもって国際法上の占有とはできないと主張した [後藤 1997: 314]。一方、中国もその領有権を主張した (公式には抗議せず) が、中国から海軍の出動要請を受けた日本政府側の文書では、中国の主張は、これらの島々に中国漁民が出漁時に居住している、あるいは、地理的に近接しているという以外に法的な根拠は無く、日仏に比し最も根拠薄弱とみなされている [浦野 1997: 265-266, 315]。なお、1933年にフランスがスプラトリー諸島7島を占拠した際に、Spratly Islandに3人の中国人が住んでおり、Itu Aba Islandには中国人居住の名残があったと報告されている [海野 1983: 42]。

その後、日本人企業家が海軍省と台湾総督府の援助のもとに Itu Aba Island の開発を進め、フランスと対立状態が続いた。外務省は、海軍、台湾総督府のこのような動きに不快感を抱いていた [後藤 1997: 321]。日中戦争勃発後、1938年12月に日本は新南群島の領土編入を閣議決定し、1939年2月に海南島を占領した後、同年4月に新南群島を台湾総督府に編入し (台湾高雄州高雄市の管轄区域)、外務省から公表した [浦野 1997: 321-332] (Tønnessonによれば、1938年に日本軍がスプラトリー諸島を占拠したとの知らせがヨーロッパ側に伝えられている[Tønnesson 2006: 11])。この措置に対して日本の南進を警戒していた英米仏から厳しい批判や抗議がなされた [後藤 1997: 328-329]。

第二次大戦後、1951年のサンフランシスコ平和条約で、日本による西沙群島と新南群島の放棄が明示された。なお、私は国際法には全く疎いものであるが、カイロ宣言との関係で私見を述べるならば、同宣言が中華民国への返却を規定した「満州、台湾及び澎湖島の如き日本が中国人から盗取したる一切の地域」には両諸島は該当しないと考える。日本軍の進駐以前はいずれも国際的に認知された係争地 (フランス vs 中国、フランス vs 日本) であり、簡単に中国の領土を日本が奪ったとは見なしがたい。とくにスプラトリー諸島についての中国の領有権の主張は根拠が薄弱であると日本側が考えていたことは上述の通りである。

*何故、フランスは、スプラトリー諸島についてはパラセル諸島のように阮朝の伝統的権限

の継承という主張をしなかったのか。まずは、パラセル諸島と異なり、阮氏政権および阮朝とスプラトリー諸島の関係に関する史料的記述が曖昧である事が挙げられる。さらに、スプラトリー諸島を編入したコーチシナはフランスの直轄植民地であり、保護国阮朝の権限の継承と言う説明が必ずしも必要ではなかった、あるいは、フランス本国外務省がそもそも伝統的権限の継承と言う説明に懐疑的であったといったことが考えられよう。

2 日本人の関与

2.1 パラセル諸島

i. 日本人による探査

1918年5月から9月にかけて、あるいは1917年2月から8月にかけて（後述、2.2.2ii）、小松重治（重利、重春）と池田金造がパラセル諸島（2島）とスプラトリー諸島（3島）の燐鉱を探査し、その帰属を外務省に照会したが、判明しなかった。1918年に神山閔次と橋本圭三郎の名義でその領土編入願いがだされ、その後、パラセル諸島、スプラトリー諸島を再調査した上で1919年5月13日再度領土編入による採掘願いが出されたが、外務省はいかなる措置もとらなかった。

これと時を同じくして、1917年に平田末次が海草採取の航海中にパラセル諸島に漂着して燐鉱を発見、1918年、1919年の調査を経て、海軍、農商務省、及び外務省にその帰属不明なる事を照会・確認したうえで、1919年3月5日に燐鉱石採掘願いを提出している〔浦野 1997:160-161〕。しかし、その後、1920年9月の台湾総督からの照会で外務省が再度調べたところ、海軍水路部の水路誌に1909年に中国政府がパラセル諸島を併合したとの記述が見つかり、その事実は在香港総領事と在広東総領事によって確かめられた〔浦野 1997:243〕。海軍の水路誌の記述は英國水路誌にもとづくものであり、日本側は外務省も海軍も1909年の時点で中国側の領有権の宣言について全く情報をつかんでいなかったようである。同諸島の帰属に関する資料が見つかったため、平田の最初の開発計画は中止となった。

ii. 日中「合弁」

このような手詰まりの局面を開拓するために、平田は外務省と相談の上中国との合弁という方式へ方向を転換した。中国側では1910年代の後半に燐鉱採掘の計画が立てられたが、いずれも実現しなかった。1921年3月に初めて、辛亥革命時に孫文を支援した何瑞年の開発計画に正式の認可が出された。平田の代理人である梁國之が、何瑞年との共同経営を提案し、経営の全権委任をうけるかたちで、西沙群島実業無限公司が作られた。平田は塩水港製糖会社の投資により採掘を開始したが、1922年に孫文が失脚すると中国国内で日華合弁に対する反対運動が巻き起こり、西沙群島実業無限公司は営業権を失った。1923年に孫文が復権すると、再び何瑞年に採掘の許可がおりた。その後経営不振となり、1925年政友会代

議士齋藤藤四郎が支援に乗り出し、西沙群島実業公司と売買契約を結び、実際は齋藤の經營する南興実業公司が採掘を行った。孫文の死後、1926 年には經營不振を理由に何瑞年の經營権が取り消され、西沙群島実業公司は姿を消した。南興実業公司は、その後もパラセル諸島で燐鉱採掘を続けていたが、1927 年に中国軍がパラセル諸島を占拠し退去せざるを得なくなった。その後、中国側でいくつかの開発計画が立てられたが、実現しなかった。〔浦野 1997：159-160, 165-177〕

ウリセス・グラナドス・キロスの研究によれば、1921 年 11 月に南方政府の孫文が平田にパラセル諸島の燐鉱開発権を与えたことがイギリス海軍省の機密文書に記されている〔ウリセス 2010: 63, 239 註 58〕。また、同研究によれば、イギリス外務省の機密外交資料には、1922 年 6 月に陳炯明が孫文を追放した際に南方政府と Japan-China Forestry, Mining and Industrial Society との間で結ばれた協定書が見つかったことが記されているという。その協定では南方政府への武器と資金の援助と引き換えに広東省沿岸の各種権益が同協会に与えられることが決められている。ウリセスは、平田と孫文の一件とこの協定を一連の動きと見ている〔ウリセス 2010: 62-63〕。

浦野氏の著書では触れられていないが、当時の燐鉱関係者である阿曾八和太の著作には〔阿曾 1940:111〕、齋藤藤四郎に代わって、東則正が何瑞年と同様の契約を結んで今日（1940 年）に及んでいること、フランスがパラセルを占拠した 1938 年に開洋燐鉱株式会社が創設され採掘を行っていることが記されている。

東則正は、1933 年に新聞各紙の取材に対して、何応年（ママ）が燐鉱採掘権を得、東が 1928（昭和 3）年より 10 年間の委任經營の契約を何応年と結んだと述べている。東の肩書きは前東方時論社社長である。これに対して平田末治が異議を唱えていることも報道されている（『東京朝日新聞』昭和 8 年 7 月 30 日「問題の平田群島に権利者また登場」。『読売新聞』昭和 8 年 8 月 1 日「パラセル群島に横槍の陳情」。『時事新報』昭和 8 年 8 月 1 日「先占権問題の嶋 皆、見当違い」。この新聞報道の経緯は後述。）

開洋燐鉱株式会社は、1939 年の台湾拓殖会社の事業一覧のなかの関係会社一覧の中に名前が見え、主要業務の欄には燐鉱採取事業と記されている〔台灣拓殖会社 1939: 138-139〕。また、1944 年の台湾拓殖会社出資会社一覧にも記されている〔三日月 1993: 487〕。1940（昭和 15）年 6 月に台湾拓殖会社は、傘下の開洋燐鉱株式会社の事業地である西沙群島についての報告を拓務省に送っている。当時の Woody Island の写真が多数付されている。また、「多樹島見取図」という絵地図は、当時の島の様子をわかりやすく伝えている。調査報告本文では、日本人職員 5 名、台湾人苦力 250 名とあり、絵地図上では「日本人約 300 人余」とあり、ほかに「仏人 男 1 人 女 1 人 安南人約 50 人」とある。（国立公文書館アジア資料センター〔以下、ア資セ〕：E117〔所蔵館：外務省外交史料館〕簿冊『本邦会社関係雑件／台灣拓殖会社』件名「(13) 西沙群島現状報告書送付ノ件」研-0587 : 0006~0038）。

最近古書店より台湾拓殖会社勤務を経て 1938（昭和 13）年より 1940（昭和 20）年まで印度支那産業株式会社の専務を務めた O 氏のアルバムを入手したが、その中の書き込みに

次のようなパラセルへの言及がある。「台湾拓殖株式会社台北本社参事第三課長兼第四課長時代。南支沙頭、広東、香港、海南島、パラセル群島、印度支那、泰等各地域の事業を統括経営の任に当たっていた。台北市栄町台拓本社課長室自席にて撮す」あるいは「昭和 13—20 年印度支那ハノイ市カルノオ街の書斎にて安南人グエン・バンゾウ君が撮す。印度支那産業株式会社専務、印度支那鉱業会社取締、印度支那クローム会社取締、海南島・海南産業会社常務、パラセル群島・開洋燐鉱会社副社長等兼職時代」と書き込まれている。台湾拓殖株式会社とその系列の会社が海南島、仏領インドシナとともにパラセル諸島の開発に当たっていたことが確認できる。

iii. 台湾総督府『パラセル群島燐鉱調査報告』(1922 年)

台湾総督府殖産局鉱務課技師の高橋春吉、同技手長屋裕、農務課技師小野勇五郎が、台湾総督田健治郎に提出したパラセルの燐鉱に関する調査報告書である [高橋・長屋・小野 1926]。この報告書に浦野氏の著作は言及していない。彼らは、1922 年 3 月 18 日に台北を出発し、同 21 日に高雄を出帆、23 日に香港着、25 日正午に香港を出帆、29 日にパラセル諸島のロベルト島に到着している。翌 3 月 30 日から 4 月 23 日まで 10 余島の調査を行い帰国した。その後 10 月 9 日に資料の分析結果を得て、総督に報告を行っている。詳細な内容を有する本格的な調査報告書である。阿曾八和太の著作もこの調査の結果を引用しており [阿曾 1940: 109]、日本人燐鉱関係者の基礎資料となっていたものと思われる。

1921 年 3 月に書面上パラセル諸島は海南島の崖県に編入されているはずであるが、実効支配とは程遠く自由な調査が可能であったと推測される。この報告書は次のようにこの諸島の交通上の位置を描写している。

未だ絶海の孤島に等しき群島にして定住者なきを以て所謂定期船なるものもなく、僅に支那漁船が飲料水汲み取り乃至は燃料物採取のために寄港するものあるに過ぎず。故に現時にありては、特に香港海南島河口其他より特派せざる限りは同諸島に寄航する船舶は皆無なりとす。

刊本の冒頭には、1926 年に執務・閲覧の便宜のために印刷に付したと記されている。公刊を目的としたものでないとあるが、CiNii を検索すると、大学図書館所蔵が 8 件あり、それ以外でも早稲田大学図書館が所蔵している。それなりに流通したものと見られる。

まったくの推測に過ぎないが、1926 年に刊行されたこの台湾総督府の調査報告を広東政府の誰かが目にしていたとしたら、1927 年の中国軍のパラセル諸島占拠、1928 年の広東政府によるパラセル調査は、台湾総督府の詳細な調査への対抗が一つの契機であったということもありうるのでなかろうか。

なお、1920 年代以降、台湾総督府調査課は盛んに東南アジア方面の調査を行っている [後藤 1995: 88-94]。このパラセル調査は調査課によるものではないが、調査活動を重視する

風潮の中で行われたのではあるまい。

2.2 スプラトリー諸島

2.2.1 日本人による探査

i 平田末次 1917年4月～6月（以下に述べるとおり、平田の虚偽の申し立てである可能性が高いと思われる）

管見の限りでは。平田末次が自身のこの調査に言及したのは、1938（昭和13）年になつてからである（以下の記述の資料は、ア資セ：A-4-1-0-2_1_1_022[所蔵館：外務省外交史料館]『各国領土発見及帰属関係雑件／南支那海諸礁島帰属関係／新南群島関係 第二巻』「2 昭和13年3月22日から昭和13年5月21日 REEL No.A-0449: 0193～0219」）。上述の通り、スプラトリー諸島については、1933年にフランスが領有宣言をしていたが、日本側はそれを認めず、1936（昭和11）年より海軍・台湾総督府の支援のもとに平田が設立した開洋興業が Ituaba Island を漁業経営の拠点として開発していた。それに対して同年巡回してきたフランスの軍艦が警告を発し、フランスの領有を明示するコンクリートの構築物を設置した。これに対抗するために日本の海軍も日本の新南群島占有の経緯を示す記念碑を設立することになったが、最初の文案では次に述べる池田・小松の調査が最初とされていたのに、最終段階で平田の自己申告で、平田の調査が冒頭に記述されることになった。記念碑を実際に現地に設立したのは開洋興業であり、自分たちの開発の正統性を示そうとしたものではないかと推測される。最終的な記念碑の内容については、新南群島の台湾編入後に台湾総督府が行った調査（後述）の記録である牧山鶴彦「新南群島紀行」『台湾時報』昭和14年9月号、134頁に見られる。

この疑念を裏付ける傍証として、実はこれより先に平田がこの調査について自己主張をしてしかるべきタイミングがあったのに、その時には沈黙していたことが挙げられる。1933年7月にフランスがスプラトリー諸島の領有を宣言した際に、中国でも日本でも当初はそれをパラセル諸島の領有宣言と勘違いしていた。このため平田は、パラセルを最初に開発したのは自分であるとして猛烈に抗議し、各新聞も大々的に取り上げた（『時事新報』昭和8年7月28日「仏国の南洋新領土は邦人が廿年前先占」）。しかし、7月末には東則正がパラセルではなくスプラトリーの領有宣言であることを指摘し、パラセルの開発権が自分にあることを主張した（上述）。8月に入ると新聞報道でもスプラトリー諸島の領有問題であることが明確にされた（『東京朝日新聞』昭和8年8月2日「仏国の先占公表に愈々正式抗議」、8月4日「我探検隊十五年前占有標柱を建つ」、8月10日「海軍で占領せば 外務は先占宣言 けふ決意を表明す」。『時事新報』昭和8年8月6日「発見記念に描いた新南群島の壁画」、8月10日「『仏国の分』以外に無人島未だ多数」。『読売新聞』昭和8年8月10日「仏国の先占に抗議せよ」。8月半ばまでこの点について間違った認識しか持ちえずその

後も曖昧な認識のままであった中国側報道との違いは強調しておく必要があろう。日本がより正しい認識を持ち得たのは 1910 年代末以降に日本人がスプラトリーに深く関与していたからである。1933 年 8 月 10 日の各紙の報道は以下に述べる三つのスプラトリー調査が行われたことを明確に記述している。)。7 月に怪気炎をあげた平田はまったく沈黙し、新聞報道に現れない。もし平田がスプラトリー諸島の日本人最初の探検者であれば、それを主張しても良いはずだが、それはなされていない。

また、1920 年代にスプラトリーの燐鉱開発を行い、1929 年に操業を停止していたラサ島燐鉱株式会社の後継会社であるラサ工業株式会社が 1933 年 12 月に平田によるスプラトリー開発計画の情報にふれ外務省に対応を求める文書を提出したが、そのなかに「今平田某ナル從來同群島ト何等關係ナキモノニ海軍省ガ後援セラレ事業ヲ開始セシメラレ來レルハ遺憾ナリ」(傍線筆写)と海軍省に述べた旨が記されている(ア資セ : A-4-1-0-2_1_1_001[所蔵館 : 外務省外交史料館]『各国領土発見及帰属関係雑件／南支那海諸礁島帰属関係／新南群島関係 第一巻』「3 昭和 11 年 1 月 18 日から昭和 12 年 12 月 4 日」《新南群島ニ於ケル事業再開ニ關シ「ラサ」工業株式会社ヨリ申出ノ件》REEL No.A-0449: 0093~0095)

1939 年 4 月に新南群島が台湾高雄に編入されて後に発表された同諸島に関する諸論文はこの記念碑に記された諸年次に依拠している(藤井豊政「新南群島の領有」『中央公論』昭和 14 年 6 月号。若林修史「新南群島の今昔」『台湾時報』昭和 14 年 5 月号。山下太郎「新南群島探検の記録 上・下」『台湾時報』昭和 14 年 6 月号、7・8 月合併号)。そのなかの若林の論文の序を平田が執筆しており、「大正 6 年 4 月始めて調査に赴いて以来」と記している。

ii 池田金造・小松重治(重春、重利) 1917 年 2 月～8 月あるいは 1918 年 5 月～9 月

池田・小松の調査に関する最も古い資料は、1918(大正 7) 年 10 月に新発見の 5 島の採掘許可と版図編入を神山閨次と橋本圭三郎が外務大臣に申請した文書である(ア資セ : 1-4-1-7_001[所蔵館 : 外務省外交史料館]『帝国版図関係雑件』「6 支那南部海上ニ於ケル新島発見ノ儀ニ付神山閨次外一名ヨリ願出ノ件 大正七年十月」REEL No.1-0328:0275~0280)。この資料では、池田・小松は 1918(大正 7) 年 5 月より 9 月まで調査を行い 5 島を発見したとある。新発見の 5 島とはパラセル諸島側の Woody Island, Lincoln Island とスプラトリー諸島側の North Danger Reef, Flat Island, Nanshan Island である。小松の名前は資料によって異なる(おそらく別人ではないと思われる)が、神山・橋本の提出書類には重利とある。神山・橋本と池田・小松は「永年の知人」であると記されている。大正 8 年 5 月には池田・小松の再調査に基づき、パラセル側、スプラトリー側あわせて 24 島の採掘許可と版図編入を外務大臣と農商務大臣に申請している(ア資セ : A-4-1-0-2_1_001[所蔵館 : 外務省外交史料館]『各国領土発見及帰属関係雑件／南支那海諸礁島帰属関係 第一巻』「1 大正 8 年 5 月 13 日から大正 8 年 6 月 2 日」REEL No.A-0447:0006~0049、「2 大正 8 年 6 月 17 日から大正 9 年 11 月 5 日」REEL No.A-0447:0050~0067)。再調査の期間は記さ

れていないが、調査した島の図面も付されている。これらの申請は許可されなかった。次の項で取り上げる小倉卯之助の回想録によれば[小倉 1940 : 155]、1918年6月に彼に先んじて日本人の船が North Danger に到着していることを島に滞在中の海南漁民から聞かされているが、これが池田・小松の船であれば、ちょうど神山らの申請書に記された調査期間と矛盾しない。

ところが、1938（昭和13）年になって、池田金造當人から別の情報が提供される。前の項で述べたように、同年 Ituaba Island に日本人によるスプラトリー諸島占有の経緯を記した記念碑を建設する話が持ち上がった際に、最初の文案の段階では小松・池田の調査の期間は 1918（大正7）年5月～9月と記されていたが、その後、池田が送ってきた文書では、池田は小松重春とともに 1917（大正6）年2月に調査に出発し、8月に帰国したと記されていた。さらに第二調査が 1917（大正6）年12月～1918（大正7）年1月にかけて行われたと記されている。小倉の回想録では、小倉は帰国後池田らが 1918 年 12 月に高雄に着き翌 1919 年 1 月に出発したことを打狗（高雄）支庁に確認しその船がパラセル方面に向かつたとの情報を得て、先陣争いで池田らに負けていないと判断している[小倉 1940 : 235-239]が、これは池田の文書が記している調査期間より一年後のことになる。池田の虚偽申告あるいは記憶違いなのか、それとも、先陣争いのライバルを常に意識していた小倉が池田らの調査を貶めようと事実を曲げて記述したのか。

この池田の申告に基づいて、記念碑の記述は修正される。注意すべきは修正前においても、池田らの調査が日本人のスプラトリー調査の先頭に置かれていたので、池田がその順番を知っていたとしたら自分たちの調査を日本人のスプラトリー関与の嚆矢としたいがために修正を申し出る必要はなかったということである（平田による修正は池田らの修正のあと、一番最後に挿入されたものである）。あるいは池田が自分たちの順番を知らずできるだけ早い年次を申告して先頭を狙おうとしたのかもしれない。あるいは虚偽であれ事実であれラサ島燐鉱の調査と同じ年ではなく前の年に調査したという点が重要であったのかもしれない。

また、もう一つ注目すべき情報がある。1933年に新聞の取材に対して、台湾基隆の小松重治は、フランスが先占宣言した島は 1916（大正5）年に漁場の調査中に自分が最初に発見し、その後 1919（大正8）年に「ラサ島燐鉱株式会社社長池田金造」とともに同島の開発を試みたと述べたと記されている（『東京朝日新聞』昭和8年8月2日「仏國の先占公表に愈々正式に抗議」）。おそらく当人の記憶違い、あるいは、記者の誤解のためにかなり怪しい内容であるが、台湾在住の小松がもともと南シナ海に詳しく、池田をリードしたということはありえそうである。また小松の名前に新聞は「じゅうじ」とルビをふっているが、おそらく「しげはる」であり、池田は漢字を失念して「重春」と記したものであろう。小松の名前を重利と記した神山らは台湾の小松とは面識もなく名前も不正確にしか覚えていなかつたのではあるまいか。もうしそうだとすると、神山らの情報の正確さを疑ってみることも決して不当なことではない。

さらにもう一つ謎を深める情報がある。後に述べる 1933 年の大阪毎日新聞社の新南群島調査の伝える情報である。それは Itu Aba Island の椰子林の地下から「大日本帝国東京府ラサ島燐鉱株式会社西暦一九一七年八月」と記したコンクリート板が発掘されたと伝えている（『大阪毎日新聞』昭和 8 年 9 月 6 日「見よ、到る所“日本”の足跡は躍動」）。次の項で述べるとおり、ラサ島燐鉱株式会社の公式見解に従えば、その調査開発は 1918（大正 7）年に始まる。この新聞記事を、ラサ島燐鉱株式会社社長であった恒藤規隆は目にしていたと思われる[恒藤 1936: 83-84]のだが、訂正・抗議などは一切していないようである。また、1938 年の池田金造の提出文書によると、池田は第一調査で採集した燐鉱の見本を「ラサ島燐鉱会社」で分析したと述べており、これを信じるならば池田とラサ島燐鉱株式会社もまったく無縁ではなかったようである。だからといって、池田らの調査がラサ島燐鉱株式会社のために 1917 年に行われ彼らがこのコンクリート板を建てたというにはあまりに証拠不足であるが、可能性はゼロではないように思われる。なお、大阪毎日新聞社の発掘したコンクリート板は、記念碑作成を準備し始めていた 1938（昭和 13）年 2 月の外務省の書類では「現在ハ恐ラクナシ」と記されている（ア資セ : A-4-1-0-2_1_1_001[所蔵館 : 外務省外交史料館]『各国領土発見及帰属関係雑件／南支那海諸礁島帰属関係／新南群島関係 第二卷』「1 昭和 13 年 1 月 12 日から昭和 13 年 2 月 21 日」《「イツアバ」島ニ於ケル我方の建立物》REEL No.A-0449:0191）。

以上のように、情報は曖昧でかつ錯綜しており、池田・小松の第一次調査の年次が 1917 年であるか 1918 年であるかは俄かには決しがたい。ただ、上で言及した 1933（昭和 8）年 8 月 10 日の各紙（『東京朝日新聞』『読売新聞』『時事新報』）の記事が、池田らの調査は 1918（大正 7）年 5 月から 9 月に行われたと明記していたのに対して池田らが抗議訂正をした形跡がないことを考えると、1918 年説に分があるようにも思える。

1938（昭和 13）年 12 月に新南群島の日本への編入を閣議決定した際の外務大臣・拓務大臣の内閣への請議（12 月 13 日）、内閣総理大臣の天皇への裁可願い（12 月 23 日）において、大正 6 年（1917）以来日本が関与してきたと記されている（ア資セ : 類 02088100[所蔵館 : 国立公文書館]『公文類聚・第六十二編・昭和十三年・第二卷・政綱二・法例～雑載』「新南群島ノ所属ニ關スル件ヲ決定ス」）。記念碑に記された平田および池田・小松の「探検」の年次を日本のスプラトリー関与の出発点としているようである。これより先、1933（昭和 8）年のフランスの領有宣言に対する抗議の中では、ラサ島燐鉱の大正 7 年（1918）以来の調査・開発が日本側の実質的占有の根拠とされていた（ア資セ : A-4-1-0-2_1_1_001[所蔵館 : 外務省外交史料館]『各国領土発見及帰属関係雑件／南支那海諸礁島帰属関係／新南群島関係 第一卷』「1 大正 12 年 6 月 21 日から昭和 8 年 8 月 18 日」《新南群島問題説明書》REEL No.A-0449:0028～0030. 『読売新聞』昭和 8 年 8 月 23 日「仏国政府への抗議全文」）。ここに小さく歴史が再構築されていることが知られる。

第一次 隊長小倉卯之助 1918年11月～1919年3月

第二次 隊長福島村八 1920年11月～1921年3月

ラサ島燐鉱株式会社の1917（大正6）年段階のスプラトリー諸島への関与については謎の部分が多いことは上に記したとおりである。小倉も回想録で示唆するとおり、恒藤は小倉に対していろいろ隠したままであったようではあるが[小倉 1940:41-47,73,80]、1918年の小倉卯之助の第一次調査以降についてはある程度確かな再構成が可能である。公文書資料としては、第二次調査後に福島村八が外務省に提出した1921年の文書と1925年に外務省からの事業内容問い合わせに対して恒藤が回答した文書がある（ア資セ：A-4-1-0-2_1_001[所蔵館：外務省外交史料館]『各国領土発見及帰属関係雑件／南支那海諸礁島帰属関係 第一巻』「4 大正9年8月23日から大正14年3月11日」REEL No.A-0447:0108～0111。B-3-5-12-9_002[所蔵館：外務省外交史料館]『日独戦争占領地ノ産業関係雑件 第二巻』「2 ラサ島燐鉱株式会社」3-1980:0513～0520。）また、既に引用しているが、のちになって書かれた恒藤規隆と小倉卯之助の回想録がある[恒藤 1936:63-84][小倉 1940]。小倉の回想録は亡くなる前年（1939年8月自序）に執筆されているが、同年に新南群島の台湾編入に際して小倉はいくつかの新聞の取材を受けている（『読売新聞』昭和14年4月18日「廿二年前に探検隊 当時の隊長小倉中佐の思出」。『東京朝日新聞』昭和14年4月18日「探検隊長は健在 繰る廿二年前の苦闘」。）『東京朝日新聞』の記事によると、取材の時点（1939年4月）で、小倉は『南洋探検記録』なる手記をもとにインタビューに答えたということであり、この手記を脚色して回想録がなったものであろう。

二つの回想録のいずれにおいても調査段階では秘密主義が原則であったことが語られている。恒藤の回想録によれば、このため1920年4月まではラサ島燐鉱株式会社本体ではなく恒藤調査事務所の私的な調査として遂行された。初期の事情については恒藤の記述にも曖昧なところがある。1925年に外務省に提出した書類では株主総会で調査費用が認められたのは、第一次調査後の後の1919（大正8）年11月のことであるが、回想録では、調査前の1918（大正7）年4月とされている。ただし、恒藤の報告文書と回想録のいずれも、二回の調査とも公証人役場で諸報告書類の確定日付を受けたと記している。また、新南群島という名称は恒藤が1920年5月に定めたと記されている。

調査の隊長はいずれも予備海軍中佐であり、海軍の支援を期待していたことが伺える。第一次の調査は、North Danger north-east cay, North Danger south-west cay, West York Island, Itu Aba Island, Thi-tu Islandを調査し、第二次調査はこの5島に加えて別の4島（Loai ta Island, Nam yit Island, Spratly Island, An boyna cay）を調査した。その後、Flat IslandとSin Cowe Islandも探索している。

小倉の回想録から重要なエピソードを紹介しておきたい。ネット上では、しばしば小倉が新南群島の発見者であるように語られているが、これは幾重にも正しくない。まずこれまで見てきたように、小倉はスプラトリー諸島を最初に調査した日本人ではない。また、そもそも

も小倉は、ヨーロッパの海図の情報をもとに日本で作られた海図に載る群島を目指したのであって、未知の島を発見したわけではない。さらに興味深いことが回想録には記されている[小倉 1940 : 149-171,262-264]。小倉は、North Danger north-east cay で 3 人の海南島の漁民に出会うが、これらの海南漁民から教えられたその海域に関するローカルな知識（島の名前【双峙（南西峙・北東峙）、紅草峙、羅孔、鉄峙、第三峙、黄山馬峙、南乙峙】、その大体の配置と島間ルート）に依拠して他の島々を目指している。

海南漁民との出会いと別れの描写が印象的である。

それが支那人と判ると、私達は最早猛獸に出会った如（やう）な警戒は必要なかった。
私達は遠くから挨拶をしながら、その支那人の小屋に近付いて行った。

支那人も私達を見て、吃驚したらしい。

人の居る所ではないこの島に人を見た驚きが私達にあった如（やう）に、人の来る所でないこの島に、人の来た驚きが、その支那人にあったのは、寧ろ当然であろう。

だが、そこにはさうした驚きよりも、更に大きな驚きが、私を待ち受けていたのである。

支那人は如何にも人なつこい顔をして、私達を待遇（もてなし）てくれた。まだ若い、筋骨の逞ましい男だった。

午前九時半、礁を離れて、思ひ出の島を後に外洋に出た。この四五日懇意になった支那人達が、恰度その時小舟に乗って、南西峙に出る途中であった。私達の船を見て、何やら大声で叫びながら、懸命に舟を漕ぎ寄せて來た。

私達は帽を振り、手を挙げて、支那人達に挨拶した。支那人達も声に素振りに、別れともない様子を見せた。

手を挙げるだけの別れ、声を立てるだけの別れ一波の上の、舟の中の、言葉の通ぜぬ本意（ほい）ない別れ。あれは南へ、われ等は西へ、風に隔たる雲の峰。

本篇の結論部分でも述べた通り、南シナ海は本来争いの海ではなく見知らぬ同士が互いに挨拶し合う海なのである。

iv 斎藤英吉 野沢専藏 山崎彪 1920 年 4 月、1921 年 4 月

斎藤らの調査については、1923（大正）年 2 月 19 日の発見届の写し、同年 2 月 22 日の起業届（とその写し）、同年 4 月 12 日の再請願文書、1925（大正 14）年 2 月 7 日の証明願が残っている（ア資セ : A-4-1-0-2_1_1_001 [所蔵館 : 外務省外交史料館] 『各国領土発見及帰属関係雑件／南支那海諸礁島帰属関係／新南群島関係 第一巻』「1 大正 12 年 6 月 21 日から昭和 8 年 8 月 18 日」REEL No. A-0449:0012~0019、「4 大正 9 年 8 月 23 日から大正 14 年 3 月 11 日」REEL No. A-0447: 0113~0138、「10 昭和 4 年 3 月 25 日から昭和 4

年 4 月 18 日」 REEL No.A-0447:0291～0307。)。

1923 年 4 月 12 日付けで再請願がなされたのは、同日の新聞報道でラサ島燐鉱株式会社のスプラトリー諸島の燐鉱開発の報道がなされた (『時事新報』大正 12 年 4 月 12 日「邦人百余名住む南洋の孤島」) ため、これに対抗するために急遽書類が作られたものである。しかし、この請願は通らず、1925 年にまた請願が出されるが、これも受理されなかつた。斎藤英吉が発見代表者であり、1923 年の時点では彼の名前で請願が出されているが、ラサ島燐鉱の活動を見て諦めたのか、1925 年の請願は山崎彪の名で出されている。野沢専蔵は、台湾基隆の人であり、南シナ海の知識は彼が提供したのであろう。彼らは Nam Yit Island、Itu Aba Island, Loai Ta Island ほか二島を探査し、絵図面も作成している。

ラサ島燐鉱の業績が悪化した 1929 (昭和 4) 年に到つて、彼らの調査報告や採掘申請を継承するかたちで再度スプラトリーの利権を狙う者が現れる。鈴木圭三ほか 6 名が、斎藤らの調査にもとづき、スプラトリー諸島を領土とすること及び同諸島の燐鉱採掘と漁業開発の優先権を自分たちに与えるように請願している。鈴木らと斎藤らの関係は不明である。この申請も不問に付された。

v 大阪毎日新聞の調査 1933 年 8 月～9 月

1933 年のフランスのスプラトリー領有宣言を受けてただちに大阪毎日新聞が特派員 (三好武二、松尾邦蔵) を派遣して現地調査を敢行した。8 月 18 日に台湾高雄を出発して、North Danger north-east cay、North Danger south-east cay、Thi Tu Island、Loaita Island、Itu Aba Island、Namyit Island を回り、9 月 5 日に高雄に戻るものであった。往復ともルソン島沿岸とスカボロー礁の附近を航行している。

調査と並行して新聞報道がなされ、調査後すぐに 9 月中に写真集が刊行されている (『大阪毎日新聞』昭和 8 年 8 月 24 日「絶海の波濤蹴ってあすは愈々 “第一島”」、9 月 6 日「見よ、到る所 “日本” の足跡は躍動」、9 月 11 日「新南群島探検記」、9 月 12 日「新南群島探検隊の成功」。[大毎・東日特派員撮影 1933])

何より特筆すべきはスプラトリー諸島の写真集『新南群島探検画報』の刊行である。20 世紀前半のスプラトリー諸島に関する最も貴重な写真記録である。スプラトリー諸島の風景、ラサ島燐鉱株式会社の活動の跡、フランスの残した標識、海南漁民の生活の一端の確かな証拠を見ることができる。ラサ島燐鉱に関する謎のコンクリート板の写真も掲載されている。

この調査の反響は大きく、これに刺激されて調査を企画する者が二組もあったことが報道されている (『大阪毎日新聞』昭和 8 年 9 月 9 日「新南群島へ決死の永住隊」、9 月 12 日「壮心燃えて血書の同行志願」、9 月 23 日「新南群島さして十一隻堂々船出」、11 月 1 日「心は既に新南群島へ」)。しかし、続報はなくおそらく実現しなかつたものであろう。

フランスの領有宣言が中国の世論を痛く刺激したことを別論で述べたが、日本でも同様の状況が起こっていたようである。しかし、中国本土の状況とは明らかに異なっているも知られる。中国本土では不確かな断片情報で右往左往しているだけであったが、日本は実地調査

による具体的な認識が構築されていた。それは 1920 年代に実際にスプラトリー諸島に深く関与していた日本と全く関係のなかった中国の違いである。海南漁民のスプラトリー諸島での活動の具体的な姿を伝えるのは、この日本の報道写真のみであろう（ただ、このときの特派員の海南漁民への記述は、これを兇惡強肝な海賊の仮の姿とみなすなど 39 年に書かれた小倉の回想録に比して海南漁民への敵愾心が強い印象を受ける。）。

vi 台湾総督府による調査 1939 年 5 月～6 月

新南群島の台湾編入後、まず『朝日新聞』が特派員を派遣し、Itu Aba 島の様子を伝えている（『東京朝日新聞』昭和 14 年 5 月 22 日「新南群島一番乗り」、6 月 1 日「新南群島踏査記 上」、6 月 2 日「同 下」）。それに続いて台湾総督府が 5 月 24 日から 6 月 19 日まで調査を行った。調査の記録は、『台湾時報』に、撮影された写真は『写真週報』に掲載された（牧山鶴彦「新南群島紀行：領土編入後の初調査日誌抄」『台湾時報』昭和 14 年 9 月号。台湾総督府撮影「新南群島：南方生命線の触手」内閣情報部偏輯『写真週報』第 85 号（昭和 14 年 10 月 4 日））。台湾総督府の調査は、Itu Aba Island を中心に、Loaita Island、Namyit Island、Thi Tu Island、North Danger north-east cay¹、North Danger south-east cay を廻るものであった。そのなかに興味深い情報として、Namyit Island のなかほどに「大谷光瑞所有地 昭和十年三月」という小碑があったと記されている。如何なる経緯で建てられたものか不明である。当時、大谷光瑞は台湾拓殖会社の創設に関わる台湾総督府の熱帯産業調査会の委員であり（『台湾日日新聞』昭和 10 年 10 月 20 日）、新南群島の台湾編入を主張していた人物である[河村 1976 : 143]から、関係者を秘密裏にスプラトリー諸島に送っていたのかもしれない。

2.2.2 日本人による開発

i. ラサ島燐鉱会社による採掘

ラサ島燐鉱株式会社は沖縄県大東諸島の南端ラサ島（沖大東島）の燐鉱採掘のために元農商務省の恒藤規隆が 1911 年に設立した会社である。大東諸島では北大東島でも東洋精糖がサトウキビ農業と並行して燐鉱採掘を行っていた。先述の阿曾八和太は、東洋精糖に勤務し北大東島で燐鉱の調査に従事していたことがある。第一次大戦中より、新たな燐鉱を求めていた恒藤は、スプラトリー諸島に進出する[平沼 2012: 第 III 部 2, 3]。長島（Itu Aba Island）に出張所を設け、建物・運搬用軌道・桟橋などの恒久的設備が建設された。その後、8 年近く採掘が行われたが、世界的不況により業界が不振に陥り、1929 年に一時事業中止が決定された [浦野 1997:210-212]

*ラサ島燐鉱株式会社が調査した島々は以下のとおりである。

1 North danger north-east cay（北双子島）

- 2 North danger South-west cay (南双子島)
- 3 West York Island (西青ヶ島)
- 4 Itu Aba Island (長島)
- 5 Thi-tu Island (三角島)
- 6 Loaite Island or South I. (中小島)
- 7 Nam yeit Island (南少島)
- 8 Spratly Island or Storm I. (西鳥島)
- 9 Amboyna Cay (丸島)
- 10 Flat Island (亀甲島)
- 11 Sin Cowe Island (飛鳥島)

ラサ島燐鉱株式会社は1921(大正10)年6月にItuaba Island採掘事業を開始し、1922(大正11)年8月及び11月に同島の燐鉱を吉生丸で大阪港に陸揚げ、1923(大正12)年4月小樽丸で大阪港と横浜港に陸揚げした(ア資セ:A-4-1-0-2_1_1_001[所蔵館:外務省外交史料館]『各国領土発見及帰属関係雑件／南支那南海諸礁島帰属関係／新南群島関係 第一巻』「1 大正12年6月21日から昭和8年8月18日」REEL No.A-0449:0006~0010)。1923年の小樽丸の入港は新聞が報道している(『時事新報』大正12年4月12日「邦人百余名住む南洋の孤島」)。

1922年には新南群島産のグアノ(海鳥糞)が肥料取締法が認める水溶性燐酸でないため加工せずに売ることを農商務省が却下したことが新聞に報じられている(『読売新聞』大正11年12月20日「原鉱のままで有効か否か 新南群島の燐鉱石と当局の見解」)。ラサ島燐鉱株式会社が1925(大正14)年に外務省に提出した報告文書では、同年12月23日に東京府知事よりグアノの輸送免許を得、12月26日には燐酸質グアノを使用して製造した溶解燐酸質グアノの特許を取ったことが記されている(ア資セ:B-3-5-12-9_002[所蔵館:外務省外交史料館]『日独戦争占領地ノ産業関係雑件 第二巻』「2 ラサ島燐鉱株式会社」3-1980:0513~0520、[恒藤 1936:78])。

小樽丸が横浜港に燐鉱を陸揚げした際、積荷の燐鉱を内航取扱すなわち関税免除にするか否かが問題となった。ラサ島燐鉱株式会社の恒藤の主張では、新南群島は当社の「殖民的占領地」であるから内航扱いにせよというもので、大阪税關および門司税關では了解されたという。同年6月5日付けで横浜港でも同様の扱いとするよう横浜税關長宛に申請が出されたため、大藏省主税局長から外務省通商局長に問い合わせがなされたが、通商局長は実地調査の方法もなく判断出来ない旨回答している。その後積荷の扱いがどうなったか今のところ資料を見出していない。1925年のラサ島燐鉱株式会社の外務省への報告文書では、1922(大正11)年以降三千トン乃至四千トンの汽船で毎年2、3回燐鉱とグアノを輸送したと記されている。また、1933年のフランスのスプラトリー領有宣言に際してまとめられた文書では、1922(大正11)年から1929(昭和4)年まで11回汽船を往復させ、グアノ

を二万六千トン輸出したとある（ア資セ：『新南群島問題説明書』REEL No.A-0449:0029）。それらの燐鉱・グアノの関税の扱いに付いては今のところ徵すべき公文書資料を持たない。新聞報道では、1928（昭和3）年に外務省がその諸島を日本の領土であると判断し、燐鉱を同島から横浜港に運んできた川崎汽船の船は内国貿易船とみなし輸入税を課さないことにしたと伝えられている（『東京朝日新聞』昭和3年4月29日「新南群島は我が新領土」）。同記事は非常に小さな記事であり、ラサ島燐鉱株式会社が「一昨年」新南群島を発見したと記すなど内容面で必ずしも正確ではない。別の新聞記事も川崎汽船の東裕丸が新南群島の燐鉱を横浜港に運んできたと伝えるが、関税のことは記していない（『万朝報』昭和3年4月27日）。こちらも新南群島が最近発見されたと記しており不正確である。この件に関連する公文書資料としては、1935（昭和10）年に台湾総督府から出された「新南群島処理に関する意見」なる文書が外交史料館に残されている（『各国領土発見及帰属関係雑件／南支那南海諸島帰属関係／新南群島関係 第一巻』「2 昭和8年8月23日から昭和11年1月14日」REEL No.A-0449:0042～0047）。まず問題の経緯概要が記され、その冒頭に「新南群島ハ大正七年以來「ラサ」島燐鉱会社鉱石採掘ニ從事シ昭和四年財界不振ノ際事業ヲ休止スルニ至り、其ノ在住従業者ノ数ハ百数十名ニ達セリ、昭和四年（ママ）本島測量ヲ決意セルトキ主トシテ海軍及外務ノ調査研究ニ依り我領有タルニ疑義ナシトシ同島採掘ノ燐鉱ニ対シテハ内地並ニ輸入税ヲ課セザルコトトシ唯之ガ領有ヲ中外に声明スル時機ニ關シテは當時専ラ対米關係ヲ考慮シ他日ヲ待ツコトセル経緯アリ」と記されている。昭和4年とあるのは台湾総督府の誤解（あるいは連絡が遅れた）によるものかと思われるが、折悪しくラサ島燐鉱株式会社が新南群島での操業休止を決断するころに新南群島の燐鉱に輸入税を課さないことが決められたようである。

ii. 開洋興業株式会社・南洋興發株式会社

ラサ島燐鉱株式会社のスプラトリー諸島からの撤退後、満州事変、日本の国際連盟脱退などを経て、先に見たとおり1933年にフランスがスプラトリー諸島のうちの7島を占領し領有を宣言した。ラサ島燐鉱株式会社はすぐに同社が被る損害について陳情した（従来の投資金額、倉庫の在庫、恒久的設備など）。その後、日仏の交渉は平行線をたどり、外務省は「仏國ノ同礁島領有ヲ否認シ問題ヲ未決ノ儘ニ置ク方針」に基づいて行動した（ア資セ：A-4-1-0-2_1_1_001[所蔵館：外務省外交史料館]『各国領土発見及帰属関係雑件／南支那海諸島帰属関係／新南群島関係 第一巻』「3 昭和11年1月18日から昭和12年12月4日」REEL No. A-0449:0079）。一方、1935年には、海軍省と台湾総督府の後ろ盾で平田末次が主導して開洋興業株式会社を設立、長島（Itu Aba Island）を拠点として、気象観測、漁船の通信・監視・救助などの公益事業と漁業を軸とする営利事業を開始した〔浦野 1997:263-264, 271-272〕。開洋興業株式会社の定款は防衛研究所に蔵されている（ア資セ：海軍省一公文書備考-S11-163-5145[所蔵館：防衛省防衛研究所]『公文書備考 昭和11年 Q 通信、交通、気象時 卷1の2』「定款 開洋興業株式会社」）。外務省は、「山師」的な平田の開洋

興業株式会社に不信感を抱いていた〔後藤 1997:320-321〕。

燐鉱採掘については、1939年4月に新南群島を領土に編入したのち、南洋興發株式会社に長島（Itu Aba Island）、南双子島（North danger South-west cay）、三角島（Thi-tu Island）の燐鉱採掘権を与えることが決められた〔浦野 1997:380〕。これについて阿曾八和太の著書では、阿曾は1937年に平田末次や海軍とともに燐鉱採掘を企図していたが、1938年6月に南洋興發株式会社の懇請で採掘権を譲渡したと述べられている〔阿曾 1940〕。南洋興發株式会社は精糖業を中心に南洋各地で手広く事業を展開した国策会社であるが、燐鉱採掘については新南群島に先立って、サイパン、ロタ、ペリリュー、トコペの4島に燐鉱工場を置いている〔南洋興發株式会社 1940:25〕。

南洋興發によるスプラトリー諸島の燐鉱開発については、開洋興業から燐鉱採掘権を南洋興發に委譲する契約書（昭和13年6月25日）や1939（昭和14）年2月の「新南群島調査報告書」が残されている（ア資セ：E51[所蔵館：外務省外交史料館]『本邦会社関係雑件／東洋拓殖株式会社／関係会社関係』「14 南洋興發株式会社／（6）南洋興發株式会社ノ新南群島燐鉱事業經營ニ關スル件」研-0482：0290～0331）。報告書によれば、Ituaba Islandに居住する日本人は7名（うち南洋興發2名、開洋興業2名、水路部3名）、台湾人6名（うち南洋興發5名、開洋興業1名）、仏人2名（夫婦）、安南人10数名であった。今後の開発の労働力としては、「沖縄県ヨリ労働力ヲ募集スルヨリハ、台湾人ヲ使用スル方渡航モ容易デアリ、且ツ送還、交替ノ場合、好都合ト考フ、但シ特殊作業（荷役、船舶作業）ハ沖縄県人ノ労力ニ依ラザルヲ得ズ」と記されている。

なお、当時の新聞報道は、燐鉱採掘で樹木の伐採が進むことによって海上からの目標が失われることと飲料水が途絶えることを懸念して漁業関係者が反対していると伝えている（『大阪毎日新聞』昭和14年5月14日「祝大日本帝国勝利と砂に書く安南人」）。

20世紀の20年代から1945年までの間、パラセル諸島とスプラトリー諸島で最も精力的に活動していたのは日本人であった。日本の無条件降伏を受けて、フランスと中華民国が一気に島々の接收に乗り出し、領土紛争が新たな局面を迎えることになる。

補足

[Tønnesson 2006] [浦野 2001][野村 2009][Hayton 2014]によりながら、1945年以降の動向を概観しておきたい。

まず領有権に関する主張について概観しておく。中華民国は1947年に南海諸島の領有を発表している。中華人民共和国は、1950年に南海諸島の領有を公式に発表、1951年のサンフランシスコ会議では出席していない中華人民共和国に代わってソ連がその主張を支持した。同会議では、ベトナム国（サイゴン政権）も領有権の主張をしている。

サンフランシスコ平和条約第二章第二条(f)で「日本国は、新南群島及び西沙群島に対する

すべての権利、権限及び請求権を放棄する」と規定され、新たな帰属先は明記されなかった。サンフランシスコ平和条約に参加しなかった中華民国との間の 1952 年の日華平和条約でも同様の規定が盛り込まれたが、中華民国側の強い主張により、「台湾及び澎湖諸島に対する権利の放棄」（サンフランシスコ平和条約第二章第二条(b)）と同一パラグラフに併記され、中華民国の領有権を承認しているように中国側では解釈されるようになった。しかし、日本側は、そのようには考えておらず、サンフランシスコ平和条約の内容を繰り返しただけであり、それ以上の意味はなく両群島の帰属先は示されていないという理解であり、フランスからの問い合わせにもそのように返答している。

1956 年には、南ベトナムのゴ・ディン・ジエムが、スプラトリー諸島とパラセル諸島を領有する旨のコミュニケを発表する。インドシナから撤退したフランスは、パラセル諸島は正式に南ベトナムに委譲したが、スプラトリー諸島に対する領有権を放棄していない。ただし、その主張もしないという方針である。実は、イギリスも 19 世紀後半以来のスプラトリー諸島中の 2 島への領有権を放棄していないが、イギリスもまたそれを主張しないという態度を取っている。南北ベトナム統一後、1976 年以降はベトナム社会主義共和国が両諸島の領有権を主張することになった。

フィリピンは、1978 年に *Kalayaan Islands* を正式にパラワン省に併合し、1979 年にはマレーシアがスプラトリー諸島の南部を領海とすることを公表した。

実効支配の状況は下記の通りである。パラセル諸島については、1947 年中に、中華民国が Amphitrite Group 側の Woody Island を押さえ、フランスの指揮するベトナム軍が Crescent Group 側の Pattle Island を占拠した。Tønnesson はこの時期のフランス本国・外務省には中華民国に譲る用意があったと推測している。1949 年に中華人民共和国が成立すると、1950 年に中華民国は退去するが、フランスベトナム側もことを荒立てるのを好まず Woody Island を取らなかった。1955 年ごろより中華人民共和国が Woody Island に進出する。その後小競り合いが続いたが、ベトナム戦争末期の 1974 年まで大体この形勢が続く（フランスは 1956 年に撤退し南ベトナム軍が単独で駐留）。1974 年に中華人民共和国軍が Crescent 側を攻撃し、パラセル諸島全体を制圧する。

スプラトリー諸島については、1946 年 10 月 5 日にフランスが Itu Aba Island にセメントの領土標識を建設した。1949 年にはフランス海軍が Spratly Island に船を派遣している。1946 年 12 月に中華民国軍が Itu Aba Island に上陸したが、1950 年には撤退している。その後、1956 年にフィリピンの民間人トマス・クローマがフィリピンによる Kalayaan Islands(Freedomland)の領有を主張すると、再びこれに対抗して中華民国軍が Itu Aba Island を占拠している。

1971 年にはフィリピン軍と中華民国軍の交戦事件が起きている。71 年までにフィリピンはいくつかの島を占拠している。1973・74 年には南ベトナムが Nam Yit Island を初めてとする島々を占拠しているが、75 年 4 月に入ると統一後に備えて北ベトナムが南ベトナムの占拠している 6 島を接収した。1981 年以降マレーシアがいくつかの岩礁を占拠している。

1988年には中華人民共和国軍がスプラトリー諸島方面に初めて進出し、ベトナム軍と交戦している。このような諸動向の結果、スプラトリー諸島は複数の国が分割して実効統治をする状況となっている。

2006年に書かれた Stein Tønnesson の論文は、英仏の外交文書を駆使した非常なすぐれた重要で著作であるが、末尾で次のように述べている。

南シナ海における論争に関するあらゆる本のなかで最もすぐれた著作の作者である Marwyn S. Samuels も 1981 年に次のように記している。《これらの比較的辺鄙な小島、暗礁、岩礁に対する中国の関心は地域における己の位置が弱いときほど強くなる》。今日、我々は、1990 年代中葉以降、成長する中国は南沙（スプラトリー諸島）に対する領土回復主義的な闘争を控えめにするようになっていると付け加えられるかもしれない。おそらくそれは成熟のしるしなのである。

Marwyn S. Samuels の著作が中国よりの偏向を持つという指摘があること [Hayton 2014] はひとまず擱くとして、この論文の発表以降の中国の動きは Tønnesson の期待を完全に裏切っている。この 10 年間に中国は GDP 世界第二位の大國へ成長したが、それと同時に中国による海洋進出と海上でのハラスマントが顕著になっている。アジアの海をめぐる状況が、10 年前には考えられないくらいに変化していることがこの状況認識の懸隔に如実に示されていると言えよう。

附録 1920 年代の Itu Aba Island に関する証言

「この島に六ヵ年間採鉱事業に従事していたラサ島燐鉱浅沼藤之助氏の話、
《大正十年六月私共は長島を根拠地として上陸し鳥ふんの採取に従事したが、あの地方は一年中单衣でしのげるし暴風はなく海は湖のやうな所ですこの地帶は非常に魚類の多いところで簡単な漁具で漁獲出来、まぐろ、かつお、飛魚、正覚坊、たいまい、さんご、高瀬貝、しゃこ貝、海鳥、さはら、あぢなどいくらでも漁れる、正覚坊が産卵に陸に上がっているのを捕獲するが大きいのは七十貫から四五十貫、肉は二十八貫もあって牛肉より美味である、えびも一貫目もあるのが訳なく採れる貝はしゃこ貝などは七尺もあるのでこれは口を開いているところにロープをかませてワインチで巻きあげるのだが、八十貫もある肉は食へるのだ、その他二時間も釣をしていると四、五百尾はつれる、私達は大根やさといも、白菜、西瓜、めろんなどを栽培し、パパイヤ、パインアップルなども植えたが島を引き揚げるまでにはパパイヤなどの実は食ひ切れず落ち腐っていたそれから島にはおさ鳥という鳥がうんといて訳もなく手づかみできる一楽天地、理想郷ですね、島は青い海と白砂と緑の林で大公園のやうな感じ美観です、島には病院、長屋事務所、分せき所、観測所など二十余棟の建物

があって、いつ行っても住めるやうになっています』」

『東京朝日新聞』昭和8年8月4日「常夏の理想郷 浅沼燐鉱社員の話」

「荒涼たる無人の島嶼をきり開いてきたラサ工業株式会社監査課長阪辺弥一郎氏は語る
『大正十年四月、わが社が新南群島に資本をいれて燐鉱石、燐酸質、グアノを採掘、百五十
余名の沖縄人を使ったのが、この群島に人の住った初めです。昭和四年五月までこの事業は
継続されたのですが、パニックの影響による原鉱の暴落で引き揚げて以来、ときどき南支那
の漁夫が貝をとりにゆくぐらいで誰もこの島に住った人はないでせう当時従業員たちは蔬菜園
を作る傍ら椰子、バナナ、パインアップルの果樹園に手をいれてさかんに移出もしたも
のです、水産物の親玉は青海亀（四十貫から七十貫、別名正覚坊）でこのほか鮪、鰐、なま
こなどフンドンにとれます、それにボタンになる高瀬貝も豊富で“南海の宝庫”です、水が
とてもきれいで十尋の海底も見え、しかも魚類はとられることを知りませんので実に容易
に捕まるのです。どの島も多く砂地で鬱蒼たる熱帯植物で蔽われていますが、山はありません
、一ぱん大きな長島（イツアバ島）を中心に会社の採掘場があります・・・』」

『読売新聞』昭和14年4月18日「燐鉱、水産物の宝庫 ラサ工業阪辺氏の話」

文献

- 阿曾八和太. 1926. 『燐鉱事情（東洋及南洋方面）』、東京：東洋製糖東京出張所.
- 阿曾八和太. 1940. 『燐鉱』昭和15年（1940）、東京：丸善株式会社.
- 浦野起央. 1997. 『南海諸国國際紛争史：研究・資料・年表』東京：刀水書房.
- 浦野起央. 2001. 「海の支配：南シナ海をめぐる国家間紛争の歴史と現在」尾本恵一・濱下武志・村井吉敬・家島彦一『海のアジア5 越境するネットワーク』東京：岩波書店.
- ウリセス・グラナドス・キロス. 2010. 『共存と不和：南シナ海における領有権をめぐる紛争
の分析、1902-1952』京都：松籟社.
- 海野芳郎. 1983. 「1930年代における南沙群島（新南群島）の領有をめぐる日仏紛争」『政治
経済史学』200.
- 小倉卯之助. 1940. 『暴風の島』東京：小倉中佐遺稿刊行会.
- 河村一夫. 1976. 「外務省外交史料館所蔵の台灣拓殖株式会社など台灣関係史料の紹介」『東
南アジア：歴史と文化』6.
- 後藤乾一. 1995. 『近代日本と東南アジア』東京：岩波書店.
- 後藤乾一. 1997. 「新南群島をめぐる1930年代国際関係史」『社会科学討究』124.
- 大毎・東日特派員撮影. 1933. 『新南群島探検画報』大阪：大阪毎日新聞社。（国会図書館の
デジタルコレクションに含まれているが、インターネットでは見られず、国会図書館及び提
携図書館での閲覧のみである）
- 高橋春吉・長屋裕・小野勇五郎. 1926. 『南支那及南洋調査第120冊 パラセル群島燐鉱調

- 查報告』台北：台灣總督官房調查課。
- 台灣拓殖株式会社。1940.『事業概観』台北：台灣拓殖。
- 恒藤規隆。1936.『予と燐鉱の探検』東京：恒藤事務所。
- 南洋興発株式会社。1940.『伸びゆく”南興“』東京：南洋興發。
- 野村亨。2009.「南シナ海の領有権をめぐって：過去の経緯と現在」山本信人編『慶應義塾大学東アジア研究所叢書 東南アジアからの問いかけ』東京：慶應義塾大学出版会。
- 平岡昭利。2012.『アホウドリと「帝国」日本の拡大：南洋の島々への進出から侵略へ』東京：明石書店。
- 三日月直之。1993.『台灣拓殖会社とその時代 1936-1946』福岡：葦書房。
- 呂一燃。1997.「近代中国政府和人民維護南海諸島主權概念」『近代史研究』1997年三期。
- Hayton, Bill. 2014. *The South China Sea: Struggle for power in Asia*. New Haven & London: Yale University Press.
- Krempf, A. 1930. *Oiseaux des Iles Paracels*. Saigon: Gouvernement Général de l'Indochine.
- Lapique, P-A. 1929. *A propos des Iles Paracels*. Saigon: Les Éditions d'Extrême-Asie.
- Nguyễn Phương Nam. 2013. "Chủ quyền của Việt Nam trên hai quần đảo Hoàng Sa và Trường Sa giai đoạn 1884-1954." *Văn thư Lưu trữ Việt Nam* 12(2013).
- Nguyễn Phương Nam. 2014. "Chủ quyền của Việt Nam trên hai quần đảo Hoàng Sa và Trường Sa giai đoạn 1884-1954(tiếp theo kỳ trước)." *Văn thư Lưu trữ Việt Nam* 1(2014).
- Tønnesson, Stein, 2006, “The South China Sea in the Age of European Decline.” *Modern Asian Studies* 40-1.